◎佐賀県条例第29号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(個人の県民税の非課税の範囲)

- 第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の「第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の 均等割及び所得割(第2号に該当する者にあっては、第39条の2の 規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。) を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者に ついては、この限りでない。
 - (1) 略
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計 所得金額が125万円を超える場合を除く。)

2 • 3 略

(所得控除)

第32条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は 山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除 額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労 学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除する。

(調整控除)

第34条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定によ 第34条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定によ る所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 に定める金額を控除するものとする。

改正後

(個人の県民税の非課税の範囲)

- 均等割及び所得割(第2号に該当する者にあっては、第39条の2の 規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。) を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者に ついては、この限りでない。
- (1) 略
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の 合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

2 • 3 略

(所得控除)

第32条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は 山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除 額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除 額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除 額及び基礎控除額を控除する。

(調整控除)

る所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 に定める金額を控除するものとする。

- (1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額
 - ア 5 万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該 当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる 金額を合算した金額を加算した金額

1・2 略	
3 寡婦又は <u>寡夫</u> である所得 割の納税義務者 <u>(4に掲げ</u> る者を除く。)	1万円
4 法第23条第1項第11号に 規定する寡婦のうち同号イ に該当する者で、扶養親族 である子を有し、かつ、前 年の合計所得金額が500万 円以下である所得割の納税 義務者	5万円
5~9 略	

イ略

(2) 略

(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の5 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する 申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所 得者」という。)は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規

改正後

- (1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額
 - ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該 当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる 金額を合算した金額を加算した金額

1 • 2 略	
3 寡婦又は <u>ひとり親で施行</u> <u>令で定めるもの</u> である所得 割の納税義務者	1万円
4 <u>ひとり親で施行令で定めるもの</u> である所得割の納税 義務者	5万円
5~9 略	•

イ略

(2) 略

(個人の県民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)

第35条の5 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する 申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所 得者」という。)は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規

定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その 旨

(4) 略

2 • 3 略

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の6 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有するもの若しくは単身児童扶養者であるもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に経由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

改正後

定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 略

2 • 3 略

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第35条の6 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に経由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

- (1)・(2) 略
- (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合に は、その旨
- (4) 略
- 2 · 3 略

(事業税の納税義務者等)

- 第47条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、 その法人に課する。
 - (1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア略

- イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1 項各号に掲げる法人、法<u>第72条の24の7第5項各号</u>に掲げる 法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項に規 定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資 法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規 定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第 105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団 法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非 営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するも のを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するもの を除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しく は出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有 しないもの 所得割額
- (2) 電気供給業、ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)

(3) 略

2 • 3 略

(事業税の納税義務者等)

第47条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、 その法人に課する。

改正後

(1) 次号<u>及び第3号</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人 の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

- イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1 項各号に掲げる法人、法<u>第72条の24の7第6項各号</u>に掲げる 法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項に規 定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資 法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規 定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第 105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団 法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非 営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するも のを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するも のを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しく は出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有 しないもの 所得割額
- (2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業(ガス

第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)、保険業及び貿易保険業 収入割額

2~4 略

(法人の事業税の課税標準)

- 第47条の2 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。
 - (1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に 応じ、それぞれ次に定めるもの
 - ア 付加価値割 各事業年度の付加価値額
 - イ 資本割 各事業年度の資本金等の額

改正後

事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス 導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のも ののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業 法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22 条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の 義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節 において同じ。)、保険業及び貿易保険業 収入割額

- (3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2 条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものと して施行規則で定めるものを含む。第49条第2項及び第3項に おいて「小売電気事業等」という。)及び同法第2条第1項第14 号に規定する発電事業(これに準ずるものとして施行規則で定 めるものを含む。第49条第2項及び第3項において「発電事業 等」という。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定 める額
 - ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び 資本割額の合算額
 - イ 第1号イに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

2~4 略

(法人の事業税の課税標準)

- 第47条の2 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。
 - (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額

- ウ 所得割 各事業年度の所得
- (2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年 度の収入金額
- 2 <u>前項第1号ア</u>の各事業年度の付加価値額は法第72条の14の規定により、<u>同号イ</u>の各事業年度の資本金等の額は法第72条の21の規定により、<u>同号ウ</u>の各事業年度の所得は法第72条の23の規定により、<u>前項第2号</u>の各事業年度の収入金額は法第72条の24の2の規定により算定する。

(法人の事業税の税率等)

第49条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第3項</u>において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)~(3) 略

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税 の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とす る。

改正後

- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額
- 2 前項第1号の各事業年度の付加価値額は法第72条の14の規定により、<u>同項第2号</u>の各事業年度の資本金等の額は法第72条の21の規定により、<u>同項第3号</u>の各事業年度の所得は法第72条の23の規定により、<u>同項第4号</u>の各事業年度の収入金額は法第72条の24の2の規定により算定する。

(法人の事業税の税率等)

第49条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第4項</u>において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)~(3) 略

- 2 電気供給業<u>(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)</u>、ガス供 給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の 収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。
- 3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
 - (1) 第47条第 1 項第 3 号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合 計額
 - ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

改正前	改正後
3 略 (たばこ税の課税標準) 第72条 略 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。	この本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本
略	略
3 略	3 略
(たばこ税の課税免除)	(たばこ税の課税免除)
第72条の3 略	第72条の3 略
	2 前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第72条の5第1項又は第3項の規定による申告書に前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受

けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規 則で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同

改正後

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、<u>同項各号</u>に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、知事に対し、施行規則で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が<u>同項各号</u>に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出しない場合には、適用しない。

3 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第72条の5 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下 この節において「申告納税者」という。) は、施行規則で定める様 式によって、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間におけ る第70条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等 に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下 この節において「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量 に対するたばこ税額、第72条の3第1項の規定により免除を受け ようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たば こに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けよ うとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額 その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、 その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。こ の場合において、当該申告書には、施行規則で定めるところによ り、第72条の3第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係 る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並 びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあって 項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、知事に対し、施行規則で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出している場合に限り、適用する。

4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第72条の5 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下 この節において「申告納税者」という。) は、施行規則で定める様 式によって、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間におけ る第70条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等 に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下 この節において「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量 に対するたばこ税額、第72条の3第1項の規定により免除を受け ようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たば こに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けよ うとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額 その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、 その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。こ の場合において、当該申告書には、施行規則で定めるところによ り、第72条の3第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係 る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並 びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあって

は前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2~4 略

(環境性能割の税率)

- 第111条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車(法第149条第1項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (イ) エネルギー消費効率(法第145条第1項第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)が<u>平成32年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の平成32年度基準エネルギー消費効率</u>をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)以上であること。
 - イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (1) エネルギー消費効率が<u>平成32年度基準エネルギー消費</u> 効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ~オ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(法第149条第1項第5号の石油

改正後

は前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2~4 略

(環境性能割の税率)

- 第111条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車(法第149条第1項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (イ) エネルギー消費効率(法第145条第1項第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)が令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)以上であること。
 - イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費</u> 効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ~オ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(法第149条第1項第5号の石油

	
ᄰᄭ	$-\overline{\Box}$
LXI	I HII

ガス自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)

- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (1) エネルギー消費効率が<u>平成32年度基準エネルギー消費</u> 効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>平成32年度基準エネルギー消費</u> 効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 略
- 2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において 準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対し て課する環境性能割の税率は、100分の2とする。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車

ア略

- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>平成32年度基準エネルギー消費</u> 効率以上であること。

ウ~オ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア略

改正後

ガス自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)

- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (1) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費</u> 効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (1) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費</u> 効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 略
- 2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において 準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対し て課する環境性能割の税率は、100分の2とする。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車

ア略

- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (1) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費</u> 効率以上であること。

ウ~オ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア略

- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>平成32年度基準エネルギー消費</u> 効率以上であること。
- (3) 略
- 3 略
- 4 第1項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)及び第2項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号 ア(イ)	平成32年度基準エネ ルギー消費効率	略
第1項第1号イ(イ)	<u>平成32年度基準エネルギー消費効率</u> に100分の110	略
略		
第2項第1号 イ(イ)	平成32年度基準エネ ルギー消費効率	略
略		

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第7条 略

改正後

- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの
 - (ア) 略
 - (1) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費</u> 効率以上であること。
- (3) 略
- 3 略
- 4 第1項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)及び第2項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号	令和2年度基準エネ	略
ア(イ)	ルギー消費効率	
第1項第1号	令和2年度基準エネ	略
イ(イ)	<u>ルギー消費効率</u> に	
	100分の110	
略		
第2項第1号	令和2年度基準エネ	略
イ (イ)	ルギー消費効率	
略		

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第7条 略

改正後

2 • 3 略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第8条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特 別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当 該譲渡所得については、第31条及び第33条の規定にかかわらず、他 の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所 得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2 第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適 用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控 除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1 号の規定により読み替えて適用される第32条の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額。次条第1項及び第2項並びに附則第 10条第1項において「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の 2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合 において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額がある ときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は 生じなかったものとみなす。

2 • 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る県民税の課税の特例)

第9条 昭和63年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の個人の県民税 に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲 渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定

2 • 3 略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第8条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特 別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当 該譲渡所得については、第31条及び第33条の規定にかかわらず、他 の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所 得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2 第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、 これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡 所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額 につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第32条の 規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第1項及び第 2項並びに附則第10条第1項において「課税長期譲渡所得金額」と いう。) の100分の 2 に相当する金額に相当する県民税の所得割を 課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損 失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当 該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 • 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る県民税の課税の特例)

第9条 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の県民税 に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲 渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定

する土地等をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) (2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、

改正後

する土地等をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) (2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、

所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第2項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法<u>第31条の2第2項第12号</u>から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなった場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第2項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(法人の事業税の税率の特例)

第14条の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の 同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第49

条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち 100分の4.9 年400万円を超える金額

とあるのは

各事業年度の所得のうち100分の4.9年400万円を超え年10億と、同円以下の金額と、同各事業年度の所得のうち100分の5.7年10億円を超える金額「

条第3項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の

改正後

所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第2項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法<u>第31条の2第2項第13号</u>から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなった場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第2項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(法人の事業税の税率の特例)

第14条の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第49

条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち 100分の4.9 年400万円を超える金額

とあるのは

各事業年度の所得のうち100分の4.9年400万円を超え年10億と、同円以下の金額と、同各事業年度の所得のうち100分の5.7年10億円を超える金額」

条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の

5.7)」とする。

5.7)」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。
- 2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第18条の4 令和3年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1)~(4) 略

(5) 木材加工業その他の施行令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

改正後

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第18条の4 令和3年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1)~(4) 略

(5) 木材加工業その他の施行令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の施行

今で定める用途に供する軽油の引取り

他の施行令で定める用途に供する軽油の引取り

2~4 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 略

2 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第112条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)~(3) 略

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

2~4 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 略

2 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第112条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後

(1)~(3) 略

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 略

- 3 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第112条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソ リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えな いもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであっ て、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率

改正後

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 略

- 3 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第112条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソ リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えな いもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであっ て、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率

もの (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油 (2) そ ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えな ガス	76.77.46
もの (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油 (2) そ ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えな ガス	改正後
ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えな ガス	00分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定める)
準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであっ 準にて、エネルギー消費効率が <u>平成32年度基準エネルギー消費効率</u> て、	石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油 な軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えな 5の又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基 こ定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであっ エネルギー消費効率が <u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u> 00分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定める
略 4 · 5 · 略 4 · 5	

第2条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(納税義務者等)	(納税義務者等)
第30条 略	第30条 略
2 • 3 略	2・3 略
4 公益法人等(法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街	4 公益法人等(法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街
区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション	区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション
建替組合 <u>及び</u> マンション敷地売却組合、認可地縁団体(地方自治法	建替組合 <u>、</u> マンション敷地売却組合 <u>及び敷地分割組合</u> 、認可地縁団
(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団	体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定
体をいう。第46条において同じ。)、政党交付金の交付を受ける政	する認可地縁団体をいう。第46条において同じ。)、政党交付金の
党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)	交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成 6
第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利	年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等並
活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非	びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に
営利活動法人をいう。以下この節において同じ。) のうち法第25条	規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において同じ。)

改正後

第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人と みなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告 書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。) は、第1項 の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人 課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課す る。

5~7 略

(法人の均等割の税率)

第41条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分|第41条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分 に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	略
(1)~(4) 略	
(5) 法 <u>第23条第1項第4号の5</u> に規定す	
る資本金等の額(次号から第5号まで及	
び第3項において「資本金等の額」とい	
う。)を有する法人(法人税法別表第2に	
規定する独立行政法人で法第52条第 1	
項の収益事業を行わないもの及び(4)に	
掲げる法人を除く。以下この表において	
同じ。) で資本金等の額が1,000万円以下	
であるもの	
2~5 略	

2~4 略

5 法第52条第2項第3号に掲げる法人(保険業法に規定する相互 会社を除く。) の資本金等の額が、同号に定める日現在における資

改正後

のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規 定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74 条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限 る。) は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収 益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有 するものに課する。

5~7 略

(法人の均等割の税率)

に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	略
(1)~(4) 略	
(5) 法 <u>第23条第1項第4号の2</u> に規定す	
る資本金等の額(次号から第5号まで及	
び第3項において「資本金等の額」とい	
う。)を有する法人(法人税法別表第2に	
規定する独立行政法人で法第52条第 1	
項の収益事業を行わないもの及び(4)に	
掲げる法人を除く。以下この表において	
同じ。) で資本金等の額が1,000万円以下	
であるもの	
2~5 略	

2~4 略

改正後

本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(法人の県民税の申告納付)

第42条 県民税を申告納付する義務がある法人は、法第53条の規定 によって同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第22項の申告書 を知事に提出し、及びその申告に係る県民税又は同条第1項後段 及び第3項の規定によってその提出があったものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書によって納付しなければならない。

(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第48条 医療法人で法人の行う事業に対する事業税の納税義務があるものは、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定により当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

(たばこ税の課税標準)

第72条 略

2 前項の製造たばこ (加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただ

(法人の県民税の申告納付)

第42条 県民税を申告納付する義務がある法人は、法第53条の規定 により同条第1項、第2項、第31項及び第34項の申告書を知事に提出し、及びその申告に係る県民税又は同条第1項後段及び第2項 後段の規定によりその提出があったものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書によって納付しなければならない。

(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第48条 医療法人で法人の行う事業に対する事業税の納税義務があるものは、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定により当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

(たばこ税の課税標準)

第72条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただ

改正前	改正後
し、1本当たりの重量が <u>0.7グラム</u> 未満の葉巻たばこの本数の算定 については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの <u>0.7本</u> に 換算するものとする。	
略	略
3 略	3 略

第3条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正前	改正後
(課税地)	(課税地)
第8条略	第8条 略
2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。	2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。
(1)~(5) 略	(1)~(5) 略
(6) 法第177条の10第4項ただし書の規定により普通徴収の方法 若しくは第113条の2第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は第111条の5の規定による申告納付に係る自動車税の環境性能割の徴収金にあっては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条、第12条(自動車の使用の本拠の位置が一の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。以下同じ。)若しくは第13条の規定による登録の申請、同法第67条の規定による自動車検査証の記入の申請又は同法第97条の3の規定による届出をする地方運輸局運輸支局の所在地(7)・(8)略	(6) 法第177条の10第4項ただし書の規定により普通徴収の方法 若しくは第113条の2第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は第111条の5の規定による申告納付に係る自動車税の環境性能割の徴収金にあっては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条、第12条(自動車の使用の本拠の位置が一の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。以下同じ。)若しくは第13条の規定による登録の申請、同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録の申請又は同法第97条の3の規定による届出をする地方運輸局運輸支局の所在地(7)・(8)略
3 略	3 略
(個人の県民税の賦課徴収)	(個人の県民税の賦課徴収)

第35条の2 個人の県民税の賦課徴収は、法<u>第48条</u>の規定による場合を除くほか、市町が、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。

2 略

(個人の県民税に係る地方団体の徴収金の払込の方法)

第37条 市町が法<u>第42条第3項</u>の規定<u>によって</u>個人の県民税に係る 地方団体の徴収金を払込む場合においては、規則で定める様式に よる払込書<u>によって</u>県の指定金融機関、収納代理金融機関<u>または</u> 郵便局に払込むものとする。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第39条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

(1)~(4) 略

(5) 第34条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定によって市町が<u>還付し、又は充当した</u>場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額

2 • 3 略

(ゴルフ場利用税の課税免除)

第73条の3 県民に対するスポーツの普及振興を目的として<u>財団法</u> 人佐賀県体育協会(昭和47年4月1日に財団法人佐賀県体育協会 という名称で設立された法人をいう。)が主催する競技会における ゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課さない。

(環境性能割の申告納付)

第35条の2 個人の県民税の賦課徴収は、法<u>第739条の5</u>の規定による場合を除くほか、市町が、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収 (均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。

2 略

(個人の県民税に係る地方団体の徴収金の払込の方法)

第37条 市町が法<u>第739条の4第2項</u>の規定<u>により</u>個人の県民税に 係る地方団体の徴収金を払込む場合においては、規則で定める様 式による払込書<u>により</u>県の指定金融機関、収納代理金融機関<u>又は</u> 郵便局に払込むものとする。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第39条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

(1)~(4) 略

(5) 第34条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定により市町が<u>還付した</u>場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額

2 · 3 略

(ゴルフ場利用税の課税免除)

第73条の3 県民に対するスポーツの普及振興を目的として<u>公益財団法人佐賀県スポーツ協会</u>が主催する競技会におけるゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課さない。

(環境性能割の申告納付)

第111条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67 条第1項の規定による自動車検査証の<u>記入</u>を受けるべき自動車 当該<u>記入</u>を受けるべき事由があった日から15日を経過する日 (その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(4) 略

2 略

(環境性能割の納付の方法)

第111条の7 略

- 2 環境性能割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。
 - (1) 環境性能割の納税義務者が、行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項 の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路 運送車両法第7条の規定による登録の申請をし、併せて佐賀県 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16年佐賀県条例第28号)第3条第1項の規定により同項に規定 する電子情報処理組織を使用して前条第1項の規定による申告 書の提出を行う場合

(2) 略

3 略

第111条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) (2) 略

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67 条第1項の規定による自動車検査証の<u>変更記録</u>を受けるべき自 動車 当該<u>変更記録</u>を受けるべき事由があった日から15日を経 過する日(その日前に当該<u>変更記録</u>を受けたときは、当該<u>変更記録</u> 録の時)

(4) 略

2 略

(環境性能割の納付の方法)

第111条の7 略

- 2 環境性能割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。
 - (1) 環境性能割の納税義務者が、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>(平成14年法律第151号)<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をし、併せて佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年佐賀県条例第28号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前条第1項の規定による申告書の提出を行う場合

(2) 略

3 略

(種別割の徴収の方法の特例)

第113条の3 種別割の納税義務者が行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定 する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織 を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第 1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の 提出を行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係 る自動車に対して課する種別割を施行規則で定める方法により徴 収するものとする。

附 則

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第18条の9 略

2 · 3 略

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

(種別割の徴収の方法の特例)

第113条の3 種別割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政 の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する 電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を 使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、 地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提 出を行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、 当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る 自動車に対して課する種別割を施行規則で定める方法により徴収 するものとする。

附 則

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第18条の9 略

2 · 3 略

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総 重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。)が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施 行規則で定めるものに限る。)(以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。)であって、同法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして

- (1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。)が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。)であって、同法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規 則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から 第7項までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法<u>第41条第</u> 1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきもの

定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、<u>同条</u>の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は<u>同条</u>の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

- 5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法 第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきも のとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準 及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべき ものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいず れにも適合するもの
 - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準

として定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、<u>同項</u>の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は<u>同項</u>の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

- 5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法 第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用される べきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保 安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用され るべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準 のいずれにも適合するもの
 - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保

のいずれにも適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、 道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適 用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る 保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用され るべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る 保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用され れるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基 準のいずれにも適合するもの
- 6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法 第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきも のとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準 に適合するもの
 - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用

安基準のいずれにも適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- 6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法 第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用される べきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保 安基準に適合するもの
 - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道 路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降

されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は<u>同条</u>の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法<u>第41条</u>の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は<u>同条</u>の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- 7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、令和元年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。

8 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 略

2 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の 適用については、当該自動車(自家用の乗用車、キャンピング車及 び事務室車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日ま での間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税 に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は<u>同項</u>の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- 7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、令和元年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。

8 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 略

2 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の 適用については、当該自動車(自家用の乗用車、キャンピング車及 び事務室車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日ま での間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税 の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第112条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた 法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行 規則で定めるものに適合するもの又は同号口に規定する平成21 年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基 準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年 天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない もので施行規則で定めるもの

(3)~(6) 略

3~5 略

の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第112条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号口に規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3)~(6) 略

3~5 略

- (佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 第4条 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例(令和元年佐賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。 第2条のうち、佐賀県県税条例第30条の2第1項第2号の改正規定を削る。 附則第1条第3号を次のように改める。
 - (3) 削除

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

(佐賀県森林環境税条例の一部改正)

第5条 佐賀県森林環境税条例(平成19年佐賀県条例第61号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(個人の県民税の均等割の税率の特例)	(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成20年度から平成34年度までの各年度分の個人の県民税 の均等割の税率は、県税条例第35条の規定にかかわらず、同条に定 める額に500円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成20年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始す る各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和25年法 律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等 割の税率は、県税条例第41条第1項の規定にかかわらず、同項に定 める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該 右欄に定める額を加算した額とする。

法人の区分	加算額
1 次に掲げる法人	略
(1)~(4) 略	
(5) 地方税法 <u>第23条第1項第4号の5</u> に規定	
する資本金等の額(次号から第5号までにお	
いて「資本金等の額」という。)を有する法人	
(法人税法別表第2に規定する独立行政法	
人で地方税法第52条第1項の収益事業を行	
わないもの及び(4)に掲げる法人を除く。以	
下この表において同じ。) で資本金等の額が	
1,000万円以下であるもの	
2~5 略	
略	

第2条 平成20年度から令和4年度までの各年度分の個人の県民税 の均等割の税率は、県税条例第35条の規定にかかわらず、同条に定 める額に500円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始す る各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和25年法 律第226号)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等 割の税率は、県税条例第41条第1項の規定にかかわらず、同項に定 める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該 右欄に定める額を加算した額とする。

法人の区分	加算額
1 次に掲げる法人	略
(1)~(4) 略	
(5) 地方税法 <u>第23条第1項第4号の2</u> に規定	
する資本金等の額(次号から第5号までにお	
いて「資本金等の額」という。)を有する法人	
(法人税法別表第2に規定する独立行政法	
人で地方税法第52条第1項の収益事業を行	
わないもの及び(4)に掲げる法人を除く。以	
下この表において同じ。) で資本金等の額が	
1,000万円以下であるもの	
2~5 略	
略	

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条(次号、第3号及び第10号に掲げる改正規定を除く。)及び第5条(第7号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日
 - (2) 第3条中佐賀県県税条例附則第18条の9第4項から第7項まで及び第19条第2項第2号の改正規定並びに第4条の規定 令和2年4 月1日
 - (3) 第3条中佐賀県県税条例第35条の2第1項、第37条及び第39条第1項第5号の改正規定並びに附則第2条第6項の規定 令和6年1 月1日
 - (4) 第1条中佐賀県県税条例第30条の2第1項第2号、第32条及び第34条第1号アの改正規定並びに附則第2条第2項の規定 規則で定 める日
 - (5) 第1条中佐賀県県税条例第72条第2項の改正規定及び附則第6条の規定 規則で定める日
 - (6) 第1条中佐賀県県税条例附則第8条第1項及び第9条第3項の改正規定 規則で定める日
 - (7) 第2条の規定(次号及び第9号に掲げる改正規定を除く。)及び第5条中佐賀県森林環境税条例第3条第1項の改正規定(「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める部分を除く。) 規則で定める日
 - (8) 第2条中佐賀県県税条例第30条第4項の改正規定 規則で定める日
 - (9) 第2条中佐賀県県税条例第72条第2項の改正規定及び附則第7条の規定 規則で定める日
 - (10) 第3条中佐賀県県税条例第8条第2項第6号の改正規定(「記入」を「変更記録」に改める部分に限る。)及び第111条の6第1項第3号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日 (県民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の佐賀県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第30条の2、第32条及び第34条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第35条の5第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について 提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第35条の6第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第35条の6第1項に規定する申告書について適用する。
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行 日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した 連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

- 6 第3条の規定による改正後の佐賀県県税条例第35条の2、第37条及び第39条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について 適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例(附則第5条第1項において「7号施行日後条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「7号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第3条の規定(所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項並びに附則第5条第1項及び第2項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が7号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、7号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が7号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び7号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が7号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の佐賀県県税条例(附則第5条第2項において「7号施行日前条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税に ついて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 2 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第47条第1項第3号に規定する小売電気事業等(以下この項において「小売電気事業等」という。)又は同号に規定する発電事業等(以下この項において「発電事業等」という。)を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この項において「地方税法等改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額(法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。)の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。
- 第5条 別段の定めがあるものを除き、7号施行日後条例の規定中法人の事業税に関する部分は、7号施行日以後に開始する事業年度(連結

子法人の連結親法人事業年度が7号施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。

- 2 別段の定めがあるものを除き、7号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が7号施行日前に開始した事業年度 を含む。)に係る法人の事業税については、7号施行日前条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。 (県たばこ税に関する経過措置)
- 第6条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 第7条 附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。